

新事業手法（川崎版 P F I ）導入実務指針

～ 公共と民間との新たなパートナーシップによる事業実現に向けて ～

平成 1 4 （ 2 0 0 2 ） 年 5 月

川崎市総合企画局

- 目 次 -

はじめに

第1部：基本的な考え方

1	P F Iの概要	1
(1)	P F Iとは	1
(2)	P F Iにおける事業形態・分類	5
(3)	P F Iにおける特徴点	7
(4)	従来手法との相違点	9
2	新事業手法(川崎版 P F I)の概要	12
(1)	新事業手法の導入に向けて	12
(2)	新事業手法の基本的な考え方	13
(3)	新事業手法の特徴点	14
3	候補事業の抽出・選定の基本的考え方	16
(1)	候補事業選定・公表までの流れ	16
(2)	検討項目とその視点	17

第2部：導入実施手順

1	標準的な流れ	20
2	事業所管部局における検討・実施手順	24
3	関係部局の連携・役割	52
(1)	まちづくり局施設計画課等	52
(2)	財政局契約課	55
(3)	財政局管財課	57
(4)	総合企画局企画調整課	59
(5)	総務局行財政改革推進室	61
(6)	財政局財政課	62

資料編

はじめに

P F I 発祥の地とされるイギリスでは、1979 年の保守党サッチャー政権誕生以降、いわゆる「英国病」を克服すべく、財政を再建し、経済を再活性化するために、「小さな政府」の実現を目指す行財政改革を推進しました。国営企業の民営化やアウトソーシング、エージェンシー（独立行政法人）化等の取組みを経た後、92 年、メジャー政権下において P F I が正式に導入され、一定の成果が得られたことから、97 年に労働党ブレア政権に移行した後も P F I を活用していく方針が踏襲されています。

我が国においては、平成 11 年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）」が成立、同年 9 月施行され、翌 12 年 3 月に同法に基づく国の P F I 事業の実施に関する基本方針が策定されるとともに、平成 13 年 1 月には実施プロセス及びリスク分担等に関するガイドライン、同年 7 月には V F M に関するガイドラインが公表されるなど、P F I の円滑な導入に向けた取組みが進められております。国の基本方針策定以降、地方自治体を中心に P F I の導入が活発化し、これまでに 40 を超える事業の実施方針が策定・公表されております。

一方、本市では、市税収入の落ち込みや硬直化した財政構造など、一段と厳しさを増す財政状況のもとで、経済のグローバル化や少子・高齢化、高度情報化の進展等をはじめとした大きな社会環境の変化に的確に対応し、効率的で市民感覚に沿った市民本位の市政の実現と施策の着実な推進を図っていく必要があります。そのためには既存の手法にこだわることなく、公共と民間の役割分担を明確化するとともに、新たな事業手法や民間活力の導入など、より一層の行財政改革の取組みが求められております。

こうした背景から、平成 11 年 7 月に庁内関係課で構成する新事業手法検討会議を、平成 12 年 6 月には外部の有識者からなる川崎市新事業手法検討委員会を設置し、施設整備・管理運営などの事業執行について、P F I をはじめとする新たな事業手法を積極的に活用することにより、市民への行政サービスの向上と、より効率的な行財政運営の実現を図ることなどを目的とした検討を重ね、その基本的な考え方を「川崎市における新事業手法導入に関する基本方針（川崎版 P F I 基本方針）」として平成 13 年 1 月に策定したところです。

本実務指針は、上記基本方針に基づき市が新事業手法を導入する際の一助となるよう、事業化に向けた意思決定プロセスや検討内容、各段階における関係部局の役割などを、全庁的な検討体制のもとで取りまとめたものです。しかしながら、本市においてはまだ導入実績がなく、また平成 13 年 12 月の P F I 法改正にもみられるように、我が国の P F I 制度自体にも課題や再考の余地があることから、今後の検討や制度改正の状況等を踏まえて適宜本指針の内容を充実させていくこととします。

平成 14 年 5 月